



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名 青山商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 青山 理  
兼執行役員社長  
(コード番号 8219 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長 宮武真人  
兼執行役員副社長  
(TEL 084-920-0050)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当法定款第 36 条（監査役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会 (社外監査役との責任限定契約) 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間で</u> 、同法第 423 条第 1 項に規定する <u>社外監査役との損害賠償責任</u> に関し、同法第 425 条第 1 項に定める金額の合計額を限定とする旨の契約を締結することができる。	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役との責任限定契約) 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役との損害賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項に定める金額の合計額を限定とする旨の契約を締結することができる。

#### 3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日

以 上